

奈 総 法 第 2 1 3 号

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 山 本 憲 宥 様
同 伊 藤 剛 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成24年度包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況について」の結果に対する措置状況について

VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度）

3. 個別監査結果及び意見

（3）奈良市体育協会加盟団体等への運営補助金

（スポーツ振興課）

【監査結果】

当時の監査結果の趣旨は、補助金支給対象団体の補助対象経費の範囲を明確化し、補助額が適正かを事後的に妥当性を検証することができるように領収書の入手及び保管を求めたものである。当該趣旨からすると、単に領収書を入手及び保管するだけではなく、その内容まで詳細に検証すべきところ、今回調査した限りでは当該領収書の金額と事業収支決算書との金額を照合するにとどまっていた。また、証憑として添付されている領収書を閲覧したところ、宛先が団体ではなく個人名である領収書、誰でも入手できる市販の用紙に酷似した筆跡で書かれている領収書、個人の立替分で用途及び計算金額が不明瞭な領収書、店舗名が記載されているが社印や係印がない領収書などの事例があり、領収書の内容まで踏み込んで調査されておらず、また補助金交付チェックシートも記載されていなかった。所管課の担当者に質問したところ、他の団体にも不明瞭な領収書の存在や領収書の添付漏れがあるとのことである。

市が実施すべき事業を一部実施しているため補助金を支給するという本来の趣旨に立ち返り、各団体の領収書の内容を詳細に検証するとともに、今後支出金額及び支出先が明確な領収書のみ補助対象経費に係る証憑として認める等の方針を策定、周知徹底し、各団体を指導監督されたい。

【措置の内容】

補助金交付団体に対し、補助額が適正かを確認するため補助金要望時に、事業内容、予算の執行状況、補助金の必要性等の聞き取りを引き続き実施しています。さらに、事業完了後に補助金に係る関係書類の提出を求め、その内容にまで踏み込んで補助金の支出が適正かどうかを検証しています。

また毎年度、領収書については、支出先及び支出金額が明確な領収書の提出の

徹底を行い、平成30年度には全団体で実施できました。

今後も各団体の領収書の内容を詳細に検討するとともに、補助金の使途についても指導監督していきます。

X. 医療保険事業及び介護保険事業の経営管理について（平成18年度）

3. 個別監査結果及び意見

（1）滞納保険料

（国保年金課）

【監査結果】

保険料の滞納に延滞金を徴収しないということは、納付期限までに納付しない世帯主になんら不利益がないことになり、納期限までに納付した者と納付しない者に対し同じ取扱をすることになり公平を欠くものである。このことは、納付期限までに保険料を納付しなければならないという意欲を低下させ、保険料の徴収事務にとってマイナスに作用すると考えられる。

今後は、奈良市国民健康保険条例第19条に基づき保険料に係る延滞金を徴収すべきであるし、やむを得ない事情がある場合には、市長による減免の手続を検討する必要がある。

【措置の内容】

延滞金計算について、コンピューター収納システムを整備し、平成30年度から延滞金の徴収を実施しています。

XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度）

3. 個別監査結果及び意見

（1）固定資産税の減免

（資産税課）

【監査結果】

固定資産税の減免を受けるためには、減免を受けようとする者が減免の申請書を提出し市の承認を受けることが必要である（奈良市税条例第79条）。この規定により、減免は毎年申請を行わなければならないが、過去から減免を行っているもの、非課税から減免に変更したものなど、現年度許可を与えているものであ

ても、減免の申請書のない案件が散見された。

条例では、現時点で減免を許可している案件については、毎年全件申請書を提出させ、改めて決裁を行う必要がある。過去に減免を許可した時点から、状況変化があるかもしれないからである。現時点で減免を許可するためには、現地調査を行い、現在の状況を確認する必要がある。そのうえで、改めて許可・不許可の判断を行い、現地調査の確認結果も含めて、許可の判断過程を決裁書に残すべきである。速やかに改善されたい。

【措置の内容】

本市では定期的に市内全域の航空写真の撮影を行い、その写真を過去の撮影分と対比し、土地や家屋の状況に変化が見られない限り減免措置を継続しており、変化があった場合には現地確認を行う方法で対応しています。

(2) 固定資産税の非課税

(資産税課)

【監査結果】

奈良市税条例第61条から第64条の2では、非課税の適用を受けようとする者が申告書を市に提出することが必要であると規定している。当該申告書の提出を受けることなく、また市内部の決裁を受けることなく非課税を実施していることは条例にのっとりた処理であるとは認められない。

上記12件について固定資産税を非課税とするのであれば、非課税の申告書が未提出の案件については申告書を提出させるとともに、各案件について非課税とすることに問題がないかどうか、決裁を行うべきである。

【措置の内容】

固定資産税の非課税については、地方税法第348条にその範囲が定められており、それに基づき奈良市税条例第61条から第64条の2で、非課税適用を受けようとする者がすべき申告について規定されています。

現在、新規の非課税申出があったものについては、全て申請書の提出、確認作業、決裁を経て非課税措置の可否について処理を行っています。

また、3年に一度撮影を行う航空写真等により、土地の形状等の変化が確認され、新たに課税対象とすることが必要となった場合などは、適時その対応を行っ

ています。